

「OCN 光 with フレッツ」利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。以下同じとします。)が提供するOCN 光 with フレッツの利用について定めます。

2 OCN 光 with フレッツ契約者(以下「契約者」といいます。以下同じとします。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間における OCN 光 with フレッツのご利用に係る条件について適用します。ただし、この規約に定めていない提供条件については、それぞれ第2種契約及びBフレッツ等契約によるものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(定義)

第5条 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

用語	定義
1 OCN 光 with フレッツ	当社が、当社の IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網契約(第2種契約のタイプ3のコース1に規定するものに限り)に相当する料金と B フレッツ等契約に相当する料金をあわせて、契約者に請求及び回収するもの
2 OCN 光 with フレッツ契約	当社から OCN 光 with フレッツの提供を受けるための契約
3 OCN 光 with フレッツ契約者	当社と OCN 光 with フレッツ契約を締結している者
4 第2種契約	当社の IP 通信網通信網契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1に係るものに限り)の提供を

	受けるための契約
5 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
6 B フレッツ等	東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網サービス(メニュー5のうち当社が料金表料金表 第1表1 - 2 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)に定めるものに限ります。)に係るもの、または西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網サービス(メニュー5のうち当社が料金表料金表 第1表1 - 2 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)に定めるものに限ります。)に係るもの
7 B フレッツ等契約	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の B フレッツ等の提供を受けるための契約
8 B フレッツ等契約者	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社と B フレッツ等契約を締結している者

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の第2種契約と1のBフレッツ等契約につき、料金表 第1表1 - 3 (OCN 光 with フレッツ 対応プラン)に規定する1のOCN 光 with フレッツ契約を締結します。この場合、契約者は、1の第2種契約及び1のBフレッツ等契約につき1人に限ります。

2 OCN 光 with フレッツの申込時に東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の事由によりBフレッツ等のタイプが変更された場合、当社は、かかる変更に伴い、申込のあった OCN 光 with フレッツのプランから他の OCN 光 with フレッツのプランへ変更することがあります。

(契約の利用申込)

第7条 OCN 光 with フレッツの提供を受けることを希望する者は、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の利用申込書等に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写の提出等を求めることがあります。

(利用申込の承諾)

第8条 当社はOCN 光 with フレッツの申込みがあった場合には、受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、利用申込者が次のいずれかに該当する場合、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1)OCN 光 with フレッツの利用申込者が第2種契約者及びBフレッツ等契約者でない場合。
- (2)利用申込書等に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、または、添付書類に不備がある場合。
- (3)OCN 光 with フレッツの申込みをした者がIP通信網サービス及びBフレッツ等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4)第16条(適用の条件)の規定により、OCN 光 with フレッツの提供ができないとき。

(5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(届出事項の変更)

第9条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

(契約者の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に準じます。

(契約者の氏名等の変更)

第11条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(OCN 光 with フレッツ契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第12条 契約者がOCN 光 with フレッツ契約に基づいてOCN 光 with フレッツ契約の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行うOCN 光 with フレッツ契約の解除)

第13条 契約者は、OCN 光 with フレッツ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 第2種契約及びBフレッツ等契約を解除しようとするときは、それぞれの契約約款の規定に基づいて、手続きしていただきます。

(当社が行うOCN 光 with フレッツ契約の解除)

第14条 当社は契約者がこの規約及び第2種契約の規定に違反したときは、OCN 光 with フレッツ契約を解除することがあります。

2 契約者が当社の別に定める期限までにOCN 光 with フレッツに係る料金等の支払いを怠った場合は、OCN 光 with フレッツ契約を解除することがあります。

3 契約者が当社へOCN 光 with フレッツ契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るBフレッツ等契約の解除を行い、その事実を当社が知り得た場合は、OCN 光 with フレッツ契約を解除します。なお、そ

の契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。

- 4 この規約に定めていない第2種契約及びBフレッツ等契約の解除については、それぞれの契約約款に規定するところによることとします。
- 5 当社は、第1項、第2項の規定により、そのOCN 光 with フレッツ契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合及び本条第3項の適用を受ける場合は、この限りではありません。

(プランの変更)

第15条 契約者は、OCN 光 with フレッツ契約に係るプランの変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第6条(契約の単位)、第7条(契約の利用申込)、第8条(利用申込の承諾)の規定に準じて取扱います。

(適用の条件)

第16条 OCN 光 with フレッツは、料金表第1表1 - 3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)に規定する第2種契約及びBフレッツ等契約が必要となります。料金表 第1表1 - 3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)に規定のないBフレッツ等契約を締結しているときは、OCN 光 with フレッツを提供しません。

- 2 OCN 光 with フレッツは、Bフレッツ等契約(西日本電信電話株式会社に係るものに限ります)において、次の各号のいずれかの適用が必要となります。
 - (1)「フレッツ・あっと割引」
 - (2)「フレッツ・ずっと割引」(適用期間が2年間を超えるものに限ります)
- 3 当社が別に定める場合は、OCN 光 with フレッツを提供しません。

(最低利用期間)

第17条 OCN 光 with フレッツには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む利用月から起算して2年間とします。
- 3 契約者は、最低利用期間内にOCN 光 with フレッツ契約の解除及び利用停止があった場合は、当社が定める期日までに、解約手数料5,000円(税込5,250円)を支払っていただきます。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第18条 契約者は、当社に対して、料金表第1表に規定する月額料金の支払を要します。なお、この料金は料金表通則に規定する計算方法により計算するものとします。

- 2 この規約に定めていない料金の取り扱いについては、当社の IP 通信網サービス契約約款によるものとします。

(料金の支払い)

第 19 条 第 2 種契約及び B フレッツ等契約に関する料金について、当社からあわせて請求するものとします。

2 当社は、契約者の B フレッツ等に係る料金等を契約者に代わって東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対して支払うこととします。ただし、契約者が当社の別に定める期限までに OCN 光 with フレッツに係る料金等の支払いを怠った場合は、当社は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対する支払いを停止します。

(月額料金)

第 20 条 OCN 光 with フレッツの月額料金は、定額利用料と加算額を合わせたものとします。

2 OCN 光 with フレッツの定額利用料は、第 2 種契約(当社の IP 通信網サービス契約約款に規定する定額利用料に係るものに限り、)及び B フレッツ等契約(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定する利用料に係るものに限り、)に相当する料金をあわせたものです。その料金は、料金表 第 1 表 1 - 1 (定額利用料)に規定するものとします。

3 OCN 光 with フレッツの加算額は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)に規定する料金を適用します。

4 当社の別に定める B フレッツ等契約に係る料金等については、当社が支払いをすることなく、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話会社から契約者へ請求するものとします。

第 4 章 雑則

(契約者情報の取り扱い)

第 21 条 契約者は、OCN 光 with フレッツを提供する目的で、当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。

(1) B フレッツ等の申込の手続きの処理状況

(2) B フレッツ等の利用料金と利用明細(回線終端装置利用料等や付加サービス利用料も含む)

(3) B フレッツ等契約の変更に係る事実(廃止、移転等)

(4) 第 2 種契約及び B フレッツ等契約の契約内容

(5) 契約者の料金収納状況

(6) 契約者からの問合せ内容

(個人情報の取扱い)

第 22 条 当社は、OCN 光 with フレッツの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法)

1 当社は、以下の場合を除き、第2種契約及びBフレッツ等契約の規定に基づき料金を計算することとします。

(1)OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の料金(第1表1-1(定額利用料)及び第1表1-2(加算額)に係るものに限ります)は適用しません。(ただし、プラン変更の場合は除きます。)

(2)OCN 光 with フレッツの契約の解除があった日を含む料金月の料金(第1表1-1(定額利用料)に係るものに限ります)は日割りしません。

(3)OCN 光 with フレッツ契約及び第2種契約に係る細目及び区分の変更があった場合の変更後の細目及び区分の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(料金の請求方法)

2 当社は、第1表1-1(定額利用料)に規定する料金については、利用月の翌月に請求することとします。

3 当社は、第1表1-2(加算額)及び別に定めるBフレッツ等に係る料金等については、Bフレッツ等契約の料金等を適用し、その請求は利用月の翌々月にすることとします。

(その他)

4 この料金表等に規定する料金については、本規約で別に定める場合を除いて、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が適用される場合であっても、第1表(料金)1 月額料金に規定する金額を本規約に従い請求するものとします。

第1表 料金

1 月額料金

1-1 定額利用料

1 契約ごとに月額

プラン	区分	料金額
プラン1	OCN 光 with フレッツ ファミリー・東日本 「ハイパーファミリー」	5,300 円 (税込 5,565 円)
プラン2	OCN 光 with フレッツ ファミリー・東日本 「ニューファミリー」	5,300 円 (税込 5,565 円)
プラン3	OCN 光 with フレッツ ファミリー・西日本 「光プレミアム」	5,070 円 (税込 5,323.5 円)
プラン4	OCN 光 with フレッツ ファミリー・西日本	5,070 円 (税込 5,323.5 円)

	「ファミリー100」	
プラン5	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・東日本	3,850 円 (税込 4,042.5 円)
プラン6	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・東日本	3,450 円 (税込 3,622.5 円)
プラン7	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・西日本	3,600 円 (税込 3,780 円)
プラン8	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・西日本	3,200 円 (税込 3,360 円)
プラン9	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・西日本 「光プレミアム」	3,600 円 (税込 3,780 円)
プラン10	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・西日本 「光プレミアム」	3,200 円 (税込 3,360 円)
プラン11	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本	4,200 円 (税込 4,410 円)
プラン12	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本「光 プレミアム」	4,210 円(税込 4,420.5 円)
プラン13	OCN 光 with フレッツ ファミリー・東日本 「光ネクスト」	5,300 円 (税込 5,565 円)
プラン14	OCN 光 with フレッツ ファミリー・西日本 「光ネクスト」	5,070 円 (税込 5,323.5 円)
プラン15	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・東日本 「光ネクスト」	3,850 円 (税込 4,042.5 円)
プラン16	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・東日本 「フレッツ 光ネクスト」	3,450 円 (税込 3,622.5 円)
プラン17	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本 「光ネクスト」	4,200 円 (税込 4,410 円)
プラン18	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・西日本 「光ネクスト」	3,600 円 (税込 3,780 円)
プラン19	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・西日本 「光ネクスト」	3,200 円 (税込 3,360 円)
プラン20	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本 「光ネクスト」	4,210 円(税込 4,420.5 円)

1 - 2 加算額

1 - 2 - 1 プラン1、プラン2及びプラン13に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	内容	料金種別	料金額
(1) 屋内配線設備の部分に係る加算額相当額等	東日本電信電話株式会社の屋内配線設備の部分に係る加算額相当額及び当社の手数料	ア 基本料等	200 円 (税込 210 円)
		イ 加算料等	800 円 (税込 840 円)
(2) 回線終端装置利用料相当額等	東日本電信電話株式会社の回線終端装置利用料相当額及び当社の手数料	-	900 円 (税込 945 円)

備考

- 1 東日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が屋内配線設備の部分に係る加算額及び回線終端装置利用料に適用されない場合、当社の手数料は適用しません。
- 2 東日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が屋内配線設備の部分に係る加算額及び回線終端装置利用料に適用される場合、当社の手数料は以下のように適用されます。
 - (1) 各相当額が発生しない場合は、この欄に規定する料金額を当社の手数料とします。
 - (2) 各相当額が発生する場合は、この欄に規定する料金額から各相当額を差し引いたものを当社の手数料とします。
- 3 (1)に係る加算料等については、東日本電信電話株式会社が適用する場合(その契約者回線がある構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内の東日本電信電話株式会社が指定する線路設備(東日本電信電話株式会社が設置した部分に限ります。))の全てが1芯の形態のものである場合以外の場合(東日本電信電話株式会社が暫定的に1芯の形態のものとした場合を含みます。))に限り適用します。

1 - 2 - 2 プラン3、プラン4及びプラン 14 に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	内容	料金種別	料金額
(1) 屋内配線設備の部分に係る加算額相当額等	西日本電信電話株式会社の屋内配線設備の部分に係る加算額相当額及び当社の手数料	ア 基本料等	200 円 (税込 210 円)
		イ 加算料等	800 円 (税込 840 円)
(2) 回線終端装置利	西日本電信電話株式	-	900 円 (税込 945 円)

用料相当額等	会社の回線終端装置 利用料相当額及び当 社の手数料		
備考			
<p>1 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が屋内配線設備の部分に係る加算額及び回線終端装置利用料に適用されない場合、当社の手数料は適用しません。</p> <p>2 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が屋内配線設備の部分に係る加算額及び回線終端装置利用料に適用される場合、当社の手数料は以下のように適用されます。</p> <p>(1) 各相当額が発生しない場合は、この欄に規定する料金額を当社の手数料とします。</p> <p>(2) 各相当額が発生する場合は、この欄に規定する料金額から各相当額を差し引いたものを当社の手数料とします。</p> <p>3 (1)に係る加算料等については、西日本電信電話株式会社が適用する場合(その契約者回線がある構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内の西日本電信電話株式会社が指定する線路設備(西日本電信電話株式会社が設置した部分に限ります。)の全てが1芯の形態のものである場合以外の場合(西日本電信電話株式会社が暫定的に1芯の形態のものとした場合を含みます。))に限り適用します。</p>			

1 - 2 - 3 ブラン5、ブラン6、ブラン 11、ブラン 15、ブラン 16 及びブラン 17 に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	内容	料金区分		料金額
(1) 機器利用 料相当額等	東日本電信電話株式会社の機器利用料相当額及び当社の手数料	型 (PNA方式によるもの)		350 円 (税込 367.5 円)
		型 (VDSL方式によるもの)	最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350 円 (税込 367.5 円)
			最大100Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの	350 円 (税込 367.5 円)
(2) 回線終端 装置利用料相 当額等	東日本電信電話株式会社の回線終端装置利用料相当額及び当社の手数料	-		900円 (税込 945円)

備考				
<p>1 機器利用料相当額等については、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の料金表第1表料金に規定するメニュー5 - 2 (46Mb/sの品目のもの及び品目が100Mb/sであって契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のものを除く)の適用を受けているものに限り適用します。</p>				

- 2 回線終端装置利用料相当額等については、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の料金表第1表料金に規定するメニュー5 - 2 (品目が100Mb/sであって契約者回線の態様による細目がグレード1 - 1のもの)の適用を受けているものに限り適用します。
- 3 東日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料及び回線終端装置利用料に適用されない場合、当社の手数料は適用しません。
- 4 東日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料及び回線終端装置利用料に適用される場合、当社の手数料は以下のように適用されます。
- (1) 各相当額が発生しない場合は、この欄に規定する料金額を当社の手数料とします。
- (2) 各相当額が発生する場合は、この欄に規定する料金額から各相当額を差し引いたものを当社の手数料とします。

1 - 2 - 4 プラン7及びプラン8に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	内容	料金区分		料金額
機器利用料相当額等	西日本電信電話株式会社の機器利用料相当額及び当社の手数料	50Mbit/s タイプ		400 円 (税込 420 円)
		70Mbit/s タイプ		450 円 (税込 472.5 円)
		100Mbit/s タイプ		500 円 (税込 525 円)
備考				
1 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料に適用されない場合、当社の手数料は適用しません。				
2 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料に適用される場合、当社の手数料は以下のように適用されます。				
(1) 各相当額が発生しない場合は、この欄に規定する料金額を当社の手数料とします。				
(2) 各相当額が発生する場合は、この欄に規定する料金額から各相当額を差し引いたものを当社の手数料とします。				

1 - 2 - 5 プラン9、プラン10及びプラン12に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	内容	料金区分		料金額	
回線終端装置利用料相当額等	西日本電信電話株式会社の回線終端装置利用料相当額及び当社の手数料	100Mb/s のもの	光ケーブル方式のもの		900 円 (税込 945 円)
			メタリックケーブル方式のもの	変復調機能付のもの	600 円 (税込 630 円)

				上記以外のもの	400 円 (税込 420 円)
備考 1 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料に適用されない場合、当社の手数料は適用しません。 2 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料に適用される場合、当社の手数料は以下のように適用されます。 (1) 各相当額が発生しない場合は、この欄に規定する料金額を当社の手数料とします。 (2) 各相当額が発生する場合は、この欄に規定する料金額から各相当額を差し引いたものを当社の手数料とします。					

1 - 2 - 6 プラン 18、プラン 19 及びプラン 20 に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	内容	料金区分	料金額
(1) 機器利用料相当額等	西日本電信電話株式会社の機器利用料相当額及び当社の手数料	-	600 円 (税込 630 円)
(2) 回線終端装置利用料相当額等	西日本電信電話株式会社の回線終端装置利用料相当額及び当社の手数料	-	900 円 (税込 945 円)
備考 1 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料に適用されない場合、当社の手数料は適用しません。 2 西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン(当社が別に定めるものに限ります。)が機器利用料に適用される場合、当社の手数料は以下のように適用されます。 (1) 各相当額が発生しない場合は、この欄に規定する料金額を当社の手数料とします。 (2) 各相当額が発生する場合は、この欄に規定する料金額から各相当額を差し引いたものを当社の手数料とします。			

1 - 3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

1 - 1 (定額利用料)に規定するプランを契約する場合、それぞれ以下の第 2 種契約及び B フレッツ等契約が必要となります。

プラン	第2種契約	Bフレット等契約
プラン1	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン1に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン3-1(型のものに限ります。)に係るIP通信網契約
プラン2	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン1に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン3-2に係るIP通信網契約
プラン3	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン4に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン4に係るIP通信網契約
プラン4	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン1に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン3に係るIP通信網契約
プラン5	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン2に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのプラン1(型のものに限ります。)に係るIP通信網契約
プラン6	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン2に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのプラン2(型のものに限ります。)に係るIP通信網契約
プラン7	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン2に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/s(カテゴリー1のものに限ります。)のプラン1に係るIP通信網契約
プラン8	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン2に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/s(カテゴリー1のものに限ります。)のプラン2に係るIP通信網契約
プラン9	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン5に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/s(カテゴリー2のものに限ります。)のプラン1に係るIP通信網契約
プラン10	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン5に係る第2	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の

	種契約	100Mb/s(カテゴリー2のものに限ります。)のプラン2に係る IP 通信網契約
プラン 11	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン2に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s のプラン・ミニ(ミニ)(型のものに限ります。)に係る IP 通信網契約
プラン 12	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン5に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s(カテゴリー2のものに限ります。)のプラン・ミニ(ミニ)に係る IP 通信網契約
プラン 13	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン6に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 1のプラン3 - 1(型のものに限ります。)に係る IP 通信網契約
プラン 14	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン6に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 1のプラン5に係る IP 通信網契約
プラン 15	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン7に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s のプラン1(型のものに限ります。)に係る IP 通信網契約
プラン 16	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン7に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s のプラン2(型のものに限ります。)に係る IP 通信網契約
プラン 17	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン7に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s のプラン・ミニ(ミニ)(型のものに限ります。)に係る IP 通信網契約
プラン 18	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン7に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s(カテゴリー3のものに限ります。)のプラン1に係る IP 通信網契約
プラン 19	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン7に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s(カテゴリー3のものに限ります。)

		のプラン2に係る IP 通信網契約
プラン 20	当社の IP 通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のプラン7に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2の100Mb/s(カテゴリー3のものに限ります。) のプラン・ミニ(ミニ)に係る IP 通信網契約

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成 17 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 料金表 第1表1 - 1 (料金額)に規定する料金については、以下の料金を含んだものとします。

(1)東日本電信電話株式会社の「まるとくキャンペーン」における B フレッツ月額利用料金の 2 ヶ月無料

(2)西日本電信電話株式会社の「Bフレッツ無料キャンペーン」におけるBフレッツ月額利用料金の1ヶ月無料

3 平成17年3月1日から平成17年4月30日までの間に、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの6料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの6料金月について、料金表1 - 1に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します(当社が別に定める場合を除きます)。

プラン	料金額
プラン1	2,300 円 (税込 2,415 円)
プラン2	2,300 円 (税込 2,415 円)
プラン3	2,070 円 (税込 2173.5 円)
プラン4	2,070 円 (税込 2173.5 円)
プラン5	1,600 円 (税込 1,680 円)
プラン6	1,200 円 (税込 1,260 円)
プラン7	1,490 円 (税込 1564.5 円)
プラン8	1,040 円 (税込 1,092 円)

附則

(実施期日)

1 この改正は、平成17年4月14日より実施します。

(経過措置)

2 平成17年3月1日の附則3の表に以下を追加します。

プラン	料金額
プラン9	1,490 円 (税込 1564.5 円)
プラン10	1,040 円 (税込 1,092 円)

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成17年3月1日の附則3中、「平成17年3月1日から平成17年4月30日までの間」を「平成17年3月1

日から平成17年6月30日までの間」に改めます。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成17年3月1日の附則3において、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第17号(平成17年5月18日)の附則第2条の適用を受ける契約者に限って、「平成17年3月1日から平成17年6月30日までの間」を「平成17年3月1日から平成17年5月31日までの間」に改めます。
- 3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第17号(平成17年5月18日)の附則第2条の適用を受けていて平成17年6月30日までにOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの6料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの6料金月について、月額料金から3,000円(税込3,150円)(月額)を減額して適用し、さらにその適用後の6料金月について月額料金から2,000円(税込2,100円)(月額)を減額して適用します(当社が別に定める場合を除きます)。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成17年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第17号(平成17年5月18日)の附則第2条の適用を受けていて、平成17年7月1日から平成17年8月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの5料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの5料金月について、月額料金から3,000円(税込3,150円)(月額)を減額して適用し、さらにその適用後の7料金月について月額料金から2,000円(税込2,100円)(月額)を減額して適用します(当社が別に定める場合を除きます)。

- 3 本附則2が適用にならない場合で、平成17年7月1日から平成17年8月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの5料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの5料金月について、プラン1、プラン2、プラン3及びプラン4については月額料金から3,000円(税込3,150円)(月額)、プラン5、プラン6、プラン7、プラン8、プラン9及びプラン10については月額料金から2,000円(税込2,100円)(月額)を減額して適用します(当社が別に定める場合を除きます)。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第42号(平成17年8月9日)の附則第2条の適用を受けていて、平成17年9月1日から平成17年10月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から3料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の9料金月について月額料金から1,770円(税込1,858.5円)(月額)を減額して適用します(当社が別に定める場合を除きます)。
- 3 本附則2が適用にならない場合で、平成17年9月1日から平成17年10月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から3料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成17年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 42 号(平成 17 年 8 月 9 日)の附則第 2 条の適用を受けていて、平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から 3 料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の 9 料金月について月額料金から 1,770 円(税込 1,858.5 円)(月額)を減額して適用します(当社が別に定める場合を除きます)。
- 3 本附則 2 が適用にならない場合で、平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から 3 料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 88 号(平成 18 年 1 月 25 日)の附則第 4 条の適用を受けていて、平成 18 年 2 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から 3 料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の 9 料金月について月額料金から 1,770 円(税込 1,858.5 円)(月額)を減額して適用します(当社が別に定める場合を除きます)。
- 3 本附則 2 が適用にならない場合で、平成 18 年 2 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から 3 料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 3 月 30 日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 4 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 18 年 4 月 25 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から 3 料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 5 号(平成 18 年 4 月 26 日)の附則第 3 条の適用を受けていて、平成 18 年 5 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から 2 料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の 6 料金月について月額料金から 1,950 円(税込 2047.5 円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
- (2) プラン 4 を契約しているとき
- (3) その他当社が別に定めているとき

3 本附則2が適用にならない場合で、平成18年5月1日から平成18年5月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき

(2) プラン4を契約しているとき

(3) その他当社が別に定めているとき

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第5号(平成18年4月26日)の附則第3条の適用を受けていて、平成18年6月1日から平成18年6月30日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の10料金月について月額料金から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき

(2) プラン4を契約しているとき

(3) その他当社が別に定めているとき

3 本附則2が適用にならない場合で、平成18年6月1日から平成18年6月30日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し

た場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しないこととし、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第20号(平成18年6月12日)の附則第3条の適用を受けていて、平成18年7月1日から平成18年7月31日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の10料金月について月額料金から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 3 本附則2が適用にならない場合で、平成18年7月1日から平成18年7月31日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し

た場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しないこととし、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第20号(平成18年6月12日)の附則第3条の適用を受けていて、平成18年8月1日から平成18年8月31日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の10料金月について月額料金から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 3 本附則2が適用にならない場合で、平成18年8月1日から平成18年8月31日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承

諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しないこととし、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、そのOCN光withフレットの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光withフレット契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレット対応プラン)の該当プランに対応したBフレット等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年9月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第45号(平成18年8月29日)の附則第2条の適用を受けていて、平成18年9月4日から平成18年10月31日までの間にOCN光withフレット契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、そのOCN光withフレットの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の10料金月について月額料金から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光withフレット契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレット対応プラン)の該当プランに対応したBフレット等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 3 本附則2が適用にならない場合で、平成18年9月4日から平成18年10月31日までの間にOCN光withフレット契約の申込みを当社が承諾した場合は、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、そのOCN光withフレットの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承

諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しないこととし、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、そのOCN光withフレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光withフレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 本附則は、平成18年9月1日から平成18年9月3日までの間に当該プランの申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合においても適用するものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にOCN光withフレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN光withフレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光withフレッツの提供を開始した日から起算した2ヶ月間について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光withフレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第68号(平成18年10月19日)

の附則第4条の適用を受けていて、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にOCN光withフレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、そのOCN光withフレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の10料金月について月額料金から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光withフレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 本附則3が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にOCN光withフレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、そのOCN光withフレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光withフレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にOCN光withフレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN

光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した3ヶ月間について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第7条の適用を受けていて、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用せず、さらにその適用後の10料金月について月額料金から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 本附則3が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成 19 年 4 月 4 日から実施します。

(遡及適用)

2 この規約は、平成 19 年 2 月 1 日に遡って適用します。

(その他)

3 平成 19 年 2 月 1 日実施の附則第 3 項中「西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 96 号(平成 19 年 1 月 24 日)の附則第 4 条の適用を受けていて」を「西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 96 号(平成 19 年 1 月 25 日)の附則第 7 条の適用を受けていて」に改めます。

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 3 ヶ月間について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 3 料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) プラン5、プラン6又はプラン11を契約しているとき

(3) その他当社が別に定めているとき

- 3 本附則2が適用にならない場合、東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 2 ヶ月間について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 2 料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 4 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 96 号(平成 19 年 1 月 25 日)の附則第 7 条の適用を受けていて、平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 96 号(平成 19 年 1 月 25 日)の附則第 7 条にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円(税込 913.5 円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) プラン4を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 5 本附則4が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 1 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 1 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN

光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) プラン4を契約しているとき

(3) その他当社が別に定めているとき

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 7 月 5 日から実施します。

(その他)

- 2 平成 19 年 5 月 1 日実施の附則第 2 項及び第 3 項中「平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日までの間に」を「平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日までの間に」に改めます。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 7 月 11 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料

料金表 第1表1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した2ヶ月間について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第7条の適用を受けていて、平成19年9月1日から平成19年9月30日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第1表1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第7条にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) プラン4を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 本附則2が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 9 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 1 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 1 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。
- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 96 号(平成 19 年 1 月 25 日)の附則第 7 条の適用を受けていて、平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 96 号(平成 19 年 1 月 25 日)の附則第 7 条にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円(税込 913.5 円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) プラン4を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 本附則2が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款にお

いて規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 1 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 1 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン 4 を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合に限り OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 4 ヶ月間について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合に限り変更後の料金が適用された料金月からの 4 料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 2 ヶ月間(その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては 4 ヶ月間)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 2 料金月(その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては 4 料金月)について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 96 号(平成 19 年 1 月 25 日)の

附則第7条の適用を受けていて、平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第1表1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP 通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第7条にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) プラン4を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 本附則2が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社のIP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社のIP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した1ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの1料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。
- (1) 契約者がOCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したB フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成20年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 東日本電信電話株式会社のIP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成20年2月1日から平成20年4月30日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表第1表1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社のIP 通信網サービス契約約款の規定に関わら

ず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した2ヶ月間(そのOCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては4ヶ月間)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月(そのOCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては4料金月)について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第7条の適用を受けていて、平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第7条にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) プラン4を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

4 本附則2が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した1ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの1料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき

(2) プラン4を契約しているとき

(3) その他当社が別に定めているとき

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 20 年 2 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- 2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 55 号(平成 19 年 10 月 29 日)の附則第 8 条の適用を受けていて、平成 20 年 2 月 25 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 2 料金月について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、その適用後西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 55 号(平成 19 年 10 月 29 日)の附則第 8 条にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円(税込 913.5 円)(月額)を減額して適用します。(ただし、当社が別に定める場合を除きます。)
- 3 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 55 号(平成 19 年 10 月 29 日)の附則第 6 条の適用を受けていて、平成 20 年 2 月 25 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 3 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 3 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。(ただし、当社が別に定める場合を除きます。)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者につ

いては、平成 20 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 2 ヶ月間 (その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては 4 ヶ月間) について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 2 料金月 (その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては 4 料金月) について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号 (平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 5 条 1 項の適用を受けていて、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料 (回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り)は一切発生しないこととします。このとき、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 2 料金月について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、その適用後西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号 (平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 5 条 1 項にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円 (税込 913.5 円) (月額)を減額して適用します。

ただし、当社が別に定める場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 4 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号 (平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 3 条 1 項の適用を受けていて、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 3 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 3 料

金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。

ただし、当社が別に定める場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
- (2) その他当社が別に定めているとき

- 5 本附則 3 及び 4 が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号(平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 4 条 1 項の適用を受けていて、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るもの)に限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号(平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 4 条 1 項にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円(税込 913.5 円)(月額)を減額して適用します。

ただし、当社が別に定める場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
- (2) その他当社が別に定めているとき

- 6 本附則 3、4 及び 5 が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 1 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 1 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
- (2) プラン 4 を契約しているとき
- (3) その他当社が別に定めているとき

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成 20 年 4 月 17 日から実施します。

ただし、平成 20 年 3 月 31 日以降に当社が事業法施行規則第 22 条の 2 の 2 に規定する説明を事前に行った場合であって、お客様から利用の申込みの意思表示があった場合は、この限りではありません。この場合は、その意思表示のあった日から適用します。

(経過措置)

2 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 113 号(平成 20 年 3 月 27 日)の平成 20 年 3 月 31 日実施の附則第 5 条 1 項の適用を受けていて、平成 20 年 3 月 31 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り、)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 113 号(平成 20 年 3 月 27 日)の平成 20 年 3 月 31 日実施の附則第 5 条 1 項にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円(税込 913.5 円)(月額)を減額して適用します。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

3 本附則 2 が適用にならない場合で、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 113 号(平成 20 年 3 月 27 日)の附則第 4 条 1 項の適用を受けていて、平成 20 年 3 月 31 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 1 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 1 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成 20 年 6 月 1 日から実施します。

(その他)

- 平成 20 年 4 月 1 日実施の附則の 2、3、4、5 及び 6 中「平成 20 年 5 月 31 日まで」を「平成 20 年 9 月 30 日まで」に改めます。
- 平成 20 年 4 月 17 日実施の附則の 2 及び 3 中「平成 20 年 5 月 31 日まで」を「平成 20 年 9 月 30 日まで」に改めます。

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この規約は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

- この規約は、平成 20 年 9 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- この規約は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(その他)

- 平成 20 年 4 月 1 日実施の附則の 2、3、4、5 及び 6 中「平成 20 年 5 月 31 日まで」を「平成 21 年 1 月 31 日まで」に改めます。
- 平成 20 年 4 月 17 日実施の附則の 2 及び 3 中「平成 20 年 5 月 31 日まで」を「平成 21 年 1 月 31 日まで」に改めます。

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお

従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成20年9月30日)の附則第3条1項の適用を受けていて、平成20年12月1日から平成21年1月31日までの間にOCN光withフレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、そのOCN光withフレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、その適用後西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成20年9月30日)の附則第3条1項にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から870円(税込913.5円)(月額)を減額して適用します。

ただし、当社が別に定める場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光withフレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第96号(平成20年9月30日)の附則第2条1項の適用を受けていて、平成20年12月1日から平成21年1月31日までの間にOCN光withフレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光withフレッツの提供を開始した日から起算した3ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。

ただし、当社が別に定める場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光withフレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお

従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 東日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合又は第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、料金表第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 2 ヶ月間(その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては 4 ヶ月間)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。(この月額料金を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 2 料金月(その OCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合においては 4 料金月)について料金表に規定する月額料金を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

3 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号(平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 5 条 1 項又は西企営第 96 号(平成 20 年 9 月 30 日)の附則第 3 条 1 項の適用を受けていて、平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限り)は一切発生しないこととします。このとき、その OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 2 料金月について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、その適用後西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号(平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 5 条 1 項又は西企営第 96 号(平成 20 年 9 月 30 日)の附則第 3 条 1 項にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円(税込 913.5 円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 4 西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号(平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 3 条 1 項又は西企営第 96 号(平成 20 年 9 月 30 日)の附則第 2 条 1 項の適用を受けていて、平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 3 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 3 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 5 本附則 3 及び 4 が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号(平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 4 条 1 項又は西企営第 113 号(平成 20 年 3 月 27 日)の附則第 5 条 1 項の適用を受けていて、平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第 1 表 1 - 2 (加算額)の規定に関わらず当社の手数料(回線終端装置利用料相当額等に係るものに限ります。)は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款の西企営第 110 号(平成 20 年 3 月 28 日)の附則第 4 条 1 項又は西企営第 113 号(平成 20 年 3 月 27 日)の附則第 5 条 1 項にて規定する料金額の適用を受けている期間について、定額利用料から 870 円(税込 913.5 円)(月額)を減額して適用します。

ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 6 本附則 3、4 及び 5 が適用にならない場合であって、西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款において規定する提供区域に係る契約者については、平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間に OCN 光 with フレッツ契約の申込みを当社が承諾した場合は、当社の IP 通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日から起算した 1 ヶ月間について、料金表に規定する定額利用料を適用しません。(この定額利用料を適用しない期間の最終日が料金月の最終日とならない場合、当該料金月においてはその最終日以降の利用日数に応じて日割りすることとします。)また、第 2 種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの 1 料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者が OCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第 1 表 1 - 3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応した B フレッツ等契約を契約しているとき
 - (2) プラン4を契約しているとき
 - (3) その他当社が別に定めているとき
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。